Goldman Sachs Gives

KIDSDOOR 認定NPO キッズドア

ゴールドマン・サックス
NEXT STEP奨学金

「挑戦したいこと」「高校生の間にやってみたいこと」を支援する奨学金です。
みなさんが次のステップへ進むチャレンジを応援します！

給付型（返還不要）
奨学金30万円
活動に関連する物品費・旅費・参加費、および進学準備費用等に使えます

60名へ給付
現在高校1,2年生または相当する年齢

応募期間
2026年
11月18日～
12月26日18時
※WEB応募のみ
（裏面参照）

※本奨学金の応募には、一定の収入要件があります。
※給付は審査の上で決定します。詳細は裏面の募集要項をご確認ください。

対象となる活動（例）

①受験・進学、研究・探究、留学・海外研修、芸術・スポーツ、ビジネス・地域活動など取り組みたい活動があり、今後の展望を持っている。
②自己を成長させるため、または将来の夢の実現につなげるためのアイディアがあり、実行の具体的なプランがある。※以下のカテゴリーに当てはまらない活動についても、活動計画と目標設定があれば審査の対象とします。


研究・探究


スポーツ


芸術・音楽


起業・ビジネス


地域活動


留学・海外研修


進学・受験関連

選考・活動スケジュール

※2次審査の詳細については、1次審査を通過した方にご連絡します。

2026年 11～12月【応募期間】【1次審査】
→ 2027年 2月上旬【1次結果通知】
→ 3月上旬【2次審査締切】
→ 3月下旬【決定通知】
→ 4月【給付①】20万円
→ 9月【中間報告】
→ 10月【給付②】10万円
→ 2028年 4月【活動報告】

※活動期間は原則として2027年4月～2028年3月
支出が当該期間外となる場合はご相談ください

活動期間(27年4月～28年3月)

当奨学金は、ゴールドマン・サックス・ギブズの支援を受け、認定NPO法人キッズドアが募集・運営を行います。

【募集要項】

応募要件①～④全てを満たすこと

1 高校1・2年生相当	高校1・2年、 4年制高校の1～3年、5年制高専の1～4年に在学中（いずれも最終学年を除く） **<u>または</u>**、2009年4月2日～2011年4月1日生まれ。学校在籍は不問。
2 目標・計画・使途が明確	将来の目標や活動計画が明確で、奨学金の使い道が目標実現や活動に必要な費用であること。 詳細は**「奨学金使用計画作成ガイド」(当ページ下部)**参照
3 応募締切時に国内居住	応募者本人が応募期間末日時点で日本国内に居住。応募期間末日時点で既に海外留学中の方は対象外。外国籍の場合、日本の在留資格または永住資格が必要。 日本への留学を目的に滞在する外国籍の方は対象外。
4 世帯収入が基準未満	保護者・生計維持者の令和7年(2025年)控除前収入の合計で判定。 基準は下表を参照。保護者・生計維持者が海外居住中等で直近の課税(非課税)証明書を提出できない場合は、対象外。

家計収入基準（令和7年/2025年の世帯収入合計、課税所得でなく控除前の金額）

子どもの数	給与収入基準(給与所得者、控除前)	事業所得基準(個人事業主)
1人	520万円未満	338万円未満
2人	580万円未満	377万円未満
3人	640万円未満	416万円未満
4人	700万円未満	455万円未満
5人以上	760万円未満	494万円未満

<u>給与所得者：所得控除前の給与収入額。(源泉徴収票の“支払金額”、または課税証明書の“給与収入”)</u>
<u>個人事業主：売上－経費。(課税証明書上の“営業等所得”)</u>
※子どもの数は、同一家計の23歳未満の子ども。
※世帯の収入合計額で判定。単身赴任等の別居保護者、同一世帯の生計維持者(祖父母等)を合算。
※応募者が、離婚後の別居親・親族等の税申告上の扶養に入っている場合、その別居親・親族の収入も合算。
※遺族年金・障害年金・生活保護費・養育費・その他公的な手当は収入に含めない。
※保護者・生計維持者が海外居住中等で直近の課税(非課税)証明書を提出できない場合は、対象外。
※社会的養護のもとにある場合、応募者本人の収入のみ。
例：児童養護施設・自立支援施設での養育、里親による養育(親族里親含む)。里親委託のない親族養育は対象外。
※離婚協議中・調停中・婚姻費用請求中の実質ひとり親世帯は、実質ひとり親の収入で判定。別居の事実のみの場合は対象外。
※1次選考通過者のみ、保護者・生計維持者全員の課税(非課税)証明書、社会的養護の場合は施設の在籍証明書、実質ひとり親の場合は課税(非課税)証明書および離婚協議・調停に関する書類の画像提出要。

提出書類・審査内容

1次選考｜応募フォーム審査
家庭状況／自己アピール・予定する活動についての作文／奨学金の使用計画
※1次応募の時点で所得等証明書類の提出は不要です

2次選考｜動画審査
動画URL／保護者・家計維持者全員の課税(非課税)証明書／学生証または生年月日確認書類／必要に応じた追加書類
※1次選考を通過した方へ詳細をご連絡します

その他

・**<u>他の奨学金との併給が可能です。</u>**
・生活保護受給世帯において、奨学金は収入認定されない取扱いがありますが、ケースワーカーへの確認をお願いします。
厚生労働省「生活保護法による保護の実施要領について」第8の3（3）エ「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8431&dataType=1&pageNo=1

応募フォーム
2026/12/26(土)18時締切
https://x.gd/39Zvz

奨学金使用計画作成ガイド
https://x.gd/TfmII

応募に関するQ&A
https://x.gd/qW0rE

お問合せ: 認定NPO法人キッズドア　奨学金事務局
Email：nextstep@kidsdoor.net（電話対応は行っておりません）